



平成 29 年 7 月 19 日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

65 歳超雇用推進助成金に係るリーフレット等の送付について

日頃より、当機構業務につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくりに取り組む事業主様への支援として、65 歳超雇用推進助成金の支給業務を実施しております。ついては、より多くの事業主様にご活用いただくため貴協会をご訪問して助成金の説明をさせていただき、貴協会の会員の皆様に対する周知・広報につきまして、特段のご協力を賜りたくお願いとご連絡をさせていただいた次第です。取り急ぎ 65 歳超雇用推進助成金に係るリーフレットをお送りいたしますので、内容についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ・連絡先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

高齢者助成部管理課 (担当:中井、後藤)

TEL:043-297-9535 [fax:043-297-9552]

65歳超雇用推進助成金のご案内

～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。平成29年5月1日支給申請分から下記のとおり助成額等を変更いたしました。

支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
また、改定後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

支給額	60歳以上の被保険者数※1	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
		引上げた年数	5歳未満	5歳以上	5歳未満		5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満
	1～2人	20	30	25	40	40	10	20	15	25
	3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
	10人以上	30	120	35	145	145	20	75	25	95

※1 60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引続き雇用されている者に限ります。

(単位：万円)

■ 1事業主あたり（企業単位）1回限り

～高齢者雇用環境整備支援コース～

以下のいずれかの高齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します。

措置の内容

- ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の増大
- ②高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高齢者に対する健康管理制度の導入

支給額

以下の①・②のいずれか低い額を支給します。
(上限1,000万円)

- ①措置に要した経費の60%（75%）、ただし中小企業事業主以外は45%（60%）
- ②措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円（36万円）

〔 〕内は生産性要件を満たす場合※2

～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ① 高齢者雇用管理に関する措置を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ② 転換計画の作成、機構への計画申請
- ③ 転換の実施後6ヶ月間の賃金の支給
- ④ 機構への支給申請

支給額

- ・対労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- ・生産性要件を満たす場合※2には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

※2 『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です）が要件です

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$



独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

■お問合わせや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害窓口サービス課）までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もごいますので、詳しくはホームページをご覧ください

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

高年齢者の雇用の促進を図るため定年の引上げ等を行った
事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

制度ご案内 平成29年5月1日

- (1) 65歳以上の年齢への定年の引上げ
- (2) 定年の定め廃止
- (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する
継続雇用制度の導入

高年齢者の安定した雇用の確保



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 制度のご案内

事前に確認いただきたいこと

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 労働協約又は就業規則(以下「就業規則等」という。)を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること。
- ③ ②の就業規則等が改正後の定年引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項(注1)の規定に違反していないこと。
- ④ 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(以下「対象被保険者」という。)が1人以上いること。

(注1)「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、定年の定め廃止、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めていることをいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

定年の引上げ等の実施

- ⑤ 就業規則等により、以下のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
 - 旧定年年齢(注2)を上回る65歳以上への定年の引上げ
 - 定年の定め廃止
 - 旧定年年齢及び継続雇用年齢(注3)を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑥ 就業規則により定年の引上げ等を実施する場合は専門家等(注4)に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタント(注5)に相談し経費を支出したこと。
- ⑦ 改正した就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。

(注2) 法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。

(注3) 法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。

(注4) 社会保険労務士、社会保険労務士法人、弁護士、昭和55年9月1日までに行政書士会に入会している行政書士に限る。

(注5) 専門家等に加え、過去に当該業務の実績があり、業として実施していることが確認できる者に限る。

申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書に必要書類を添えて、**制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に**、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

【申請から支給までの流れ】



対象被保険者とは

- 支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)
- 「期間の定めのない労働契約を締結する労働者」、又は「期間の定めのない労働契約の定年後に継続雇用制度(希望者全員を対象としたものに限らない。)により引き続き雇用されている者」であること。
ただし、改正前の就業規則等における定年前の労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者であり、かつ支給申請日の前日において定年前の労働者(定年の定め廃止が適用される者を含む。)又は定年後の継続雇用者であることが、提出された書類により確認できる者に限る。
- 職種別(事務職、専門職等)に就業規則等を定めている場合は、定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であること(1つの就業規則等で職種別に異なる制度を規定している場合も同様とする)。

2 支給額

「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて、以下の額を支給します。

1事業主あたり(企業単位)1回限りとします。

(単位:万円)

引上げる年数 対象被保険者数	65歳への 定年引上げ		66歳以上への 定年引上げ		定年の 廃止	66～69歳の継続 雇用への引上げ		70歳以上の継続 雇用への引上げ	
	5歳 未満	5歳	5歳 未満	5歳 以上		4歳 未満	4歳	5歳 未満	5歳 以上
1～2人	20	30	25	40	40	10	20	15	25
3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	120	35	145	145	20	75	25	95

※定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも支給額はいずれか高い額のみとする。

2 支給額

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- ⑧ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ⑨ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

4 他の助成金との併給の制限

- ① 過去に高年齢者雇用安定助成金のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には助成金は支給しません。
- ② この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の国または地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

6 支給申請の手引きおよび申請様式について

支給要件および申請方法を詳しく説明した支給申請の手引きおよび申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。支給申請の手引きをご確認のうえ申請してください。
(当機構トップページ (<http://www.jeed.or.jp/>) → 高齢者の雇用支援 → 助成金とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>
(当機構トップページ → 高齢者の雇用支援 → 助成金とお進みください)

65歳超雇用推進助成金

高年齢者雇用環境整備支援コース

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく
いきいきと働ける社会を構築していくために、
高年齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主に
対して、国の予算の範囲内で助成金を支給します。

制度ご案内 平成29年4月

高年齢者を積極的に活用しようとする企業

高年齢者の雇用環境整備
に関する計画の策定

計画書提出

独立行政法人
高齡・障害・求職者雇用支援機構

計画認定

高年齢者雇用環境整備の措置の内容

- (1) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による既存の職場・職務における高年齢者の雇用の機会の増大
 - 身体的機能の低下を補完し、負担の軽減を図ること等により、高年齢者の職業能力を十分発揮できるようにする作業補助具その他機械設備の導入等
 - 作業指示の平易化等により、判断力・注意力等の低下を補完し、作業における安全を確保すること等により、高年齢者の職業能力を十分発揮できるようにする作業方法の改善等
 - 照明等の作業環境について、作業効率を高めるとともに、負担の軽減を図ること等により、高年齢者の職業能力を十分発揮し安全に働ける作業環境の改善等
- (2) 高年齢者の雇用の機会を増大するための雇用管理制度の導入・見直しおよび高年齢者に対する健康管理制度の導入
 - 高年齢者の意欲および能力に応じた適正な配置および処遇を行うための賃金制度・能力評価制度の導入等
 - 高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入等
 - 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入等
 - 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要となる知識を付与するための研修制度の導入等
 - 高年齢者向けの専門職制度等、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入等
 - 法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入
 - その他、高年齢者の雇用の機会の増大のために必要な高年齢者の雇用管理制度の導入等

高年齢者がいきいきと働ける職場の実現



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 支給対象となる事業主

65歳超雇用推進助成金(高年齢者雇用環境整備支援コース)(以下「助成金」といいます。)は、次の①から⑨までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主であること。
- ③ 審査に必要な書類等を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)の求めに応じ提出または提示する、実地検査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- ④ 雇用環境整備計画書を機構の理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ⑤ 認定された雇用環境整備計画に基づき、雇用環境整備計画の実施期間内に、いずれかの高年齢者雇用環境整備の措置(表ページ参照。以下「高年齢者雇用環境整備措置」といいます。)を実施し、措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- ⑥ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項(※1)の規定に違反していないこと。
- ⑦ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)が1人以上いること。
- ⑧ 高年齢者雇用環境整備措置の実施に必要な許認可等を受けていること。
- ⑨ 高年齢者雇用環境整備措置の実施に要した経費であって、別に定める対象経費を支払った事業主であること。

(※1) 「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、定年の定め廃止、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めていることをいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

(※2) 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。

2 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- ⑧ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ⑨ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

3 支給額

支給対象経費(高年齢者雇用環境整備措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に実施し、支給申請日までに支払いが完了したものに限り)の**60%**(中小企業事業主以外は45%)の額と、当該高年齢者雇用環境整備措置の対象となる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人につき**28万5千円**を乗じた額(※3)の、**いずれか低い額**を支給します(千円未満は切捨て、上限1,000万円)。

なお、**生産性要件を満たす事業主**の場合は、支給対象経費の**75%**(中小企業事業主以外は60%)の額と、当該高年齢者雇用環境整備措置の対象となる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人につき**36万円**を乗じた額(※3)の、**いずれか低い額**となります。

(※3) 人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料、租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びていること**
(なお「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。)

Yes

生産性要件を
満たす

【参考】支給額のイメージ(生産性要件を満たさない場合)

支給対象経費の60%(または45%)と、対象者数×28万5千円を比較して、少ない方の額が支給額となります。

【ケース①】

支給対象経費の60% (中小企業以外45%) > 対象者数×28万5千円



支給額は、対象者数×28万5千円
(※上限1,000万円)

【ケース②】

支給対象経費の60% (中小企業以外45%) < 対象者数×28万5千円



支給額は、支給対象経費の60% (中小企業以外45%)
(※上限1,000万円)

【参考】中小企業事業主とは

中小企業事業主の判定は、資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により行います。

	資本金の額・出資の総額	または	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合、社会福祉法人等(会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。))または士業を規定する法律に基づく法人(弁護士法(昭和24年法律第205号)、税理士法(昭和26年法律第237号)、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。))以外の事業主等)にあっては、常時雇用する労働者の数により判定します。

4 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

5 支給対象経費

高年齢者活用促進措置の内容	支給対象経費
(1) 機械設備の導入等	① 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ② 高年齢者に対する、新たな機械設備等に必要な知識・技能を習得させるための講習経費 ③ 機械設備の賃借料 ④ 専門家、コンサルタントとの相談経費(※) ⑤ その他雇用の機会の増大のために必要と認められる経費
(2) 雇用管理制度の導入等	専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費(※)

(※) 専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費は、各措置につき30万円を上限とします。

【雇用管理制度の導入等による、みなし費用】

上記「(2)雇用管理制度の導入等」の措置の実施に要した経費(専門家委託費等)がある場合は、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなします。

(注) 本取扱いは、企業単位で1回限りとなります。また、過去に高年齢者雇用安定助成金のうち健康管理制度の導入により助成金の支給を受けた事業主は、既に本取扱いを受けたものとみなします。

6 申請の手続き

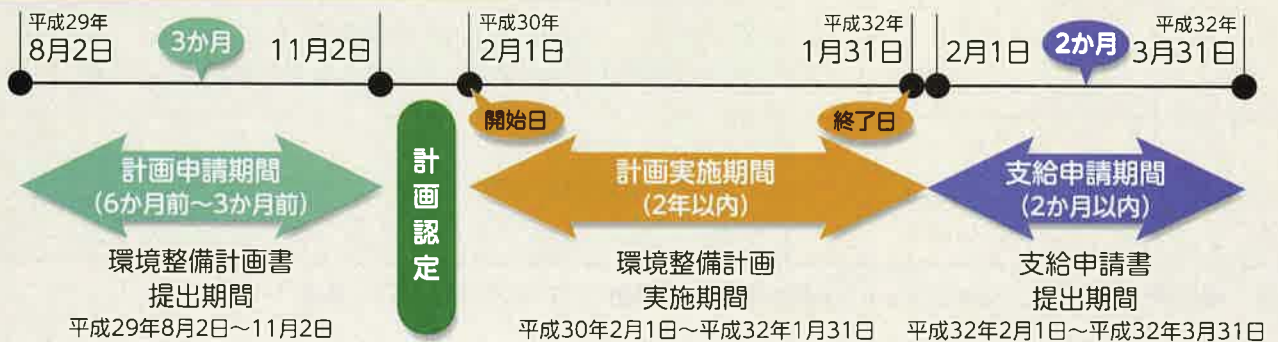
(1) 雇用環境整備計画書の提出

助成金の支給を受けようとする事業主は、雇用環境整備計画書に必要書類を添えて、雇用環境整備計画の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、主たる事務所または当該高齢者雇用環境整備措置を実施する雇用保険適用事業所の所在する都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

(2) 支給申請書の提出

支給申請書に必要書類を添えて、雇用環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

【申請期間の例】(雇用環境整備計画の実施期間が平成30年2月1日～平成32年1月31日(2年間)の場合)



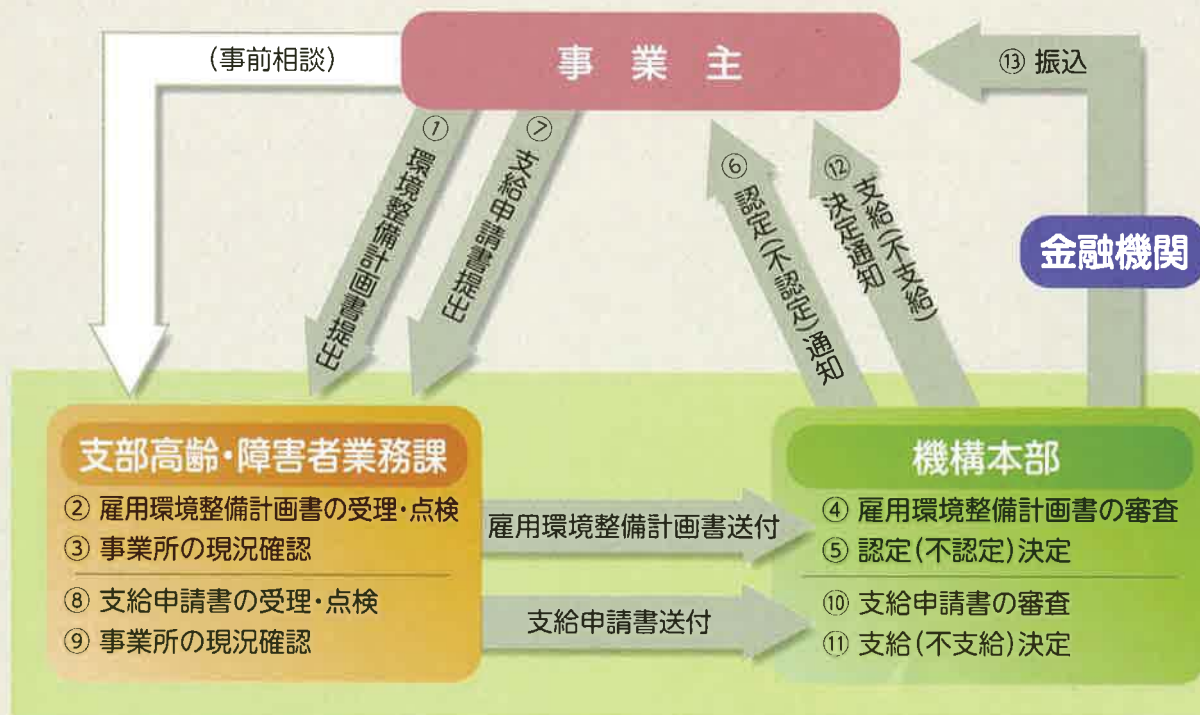
7 「支給申請の手引」および「申請様式」について

申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引」を都道府県支部に用意しております。

また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください。)

【申請から支給までの流れ】



③ ⑨ 事業所の現況確認：雇用環境整備計画書・支給申請書提出時には、申請内容が適正であるか事業所を訪問の上、現況確認調査を行います。高齢従業員の方と面接する場合があります。

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)

65歳超雇用推進助成金

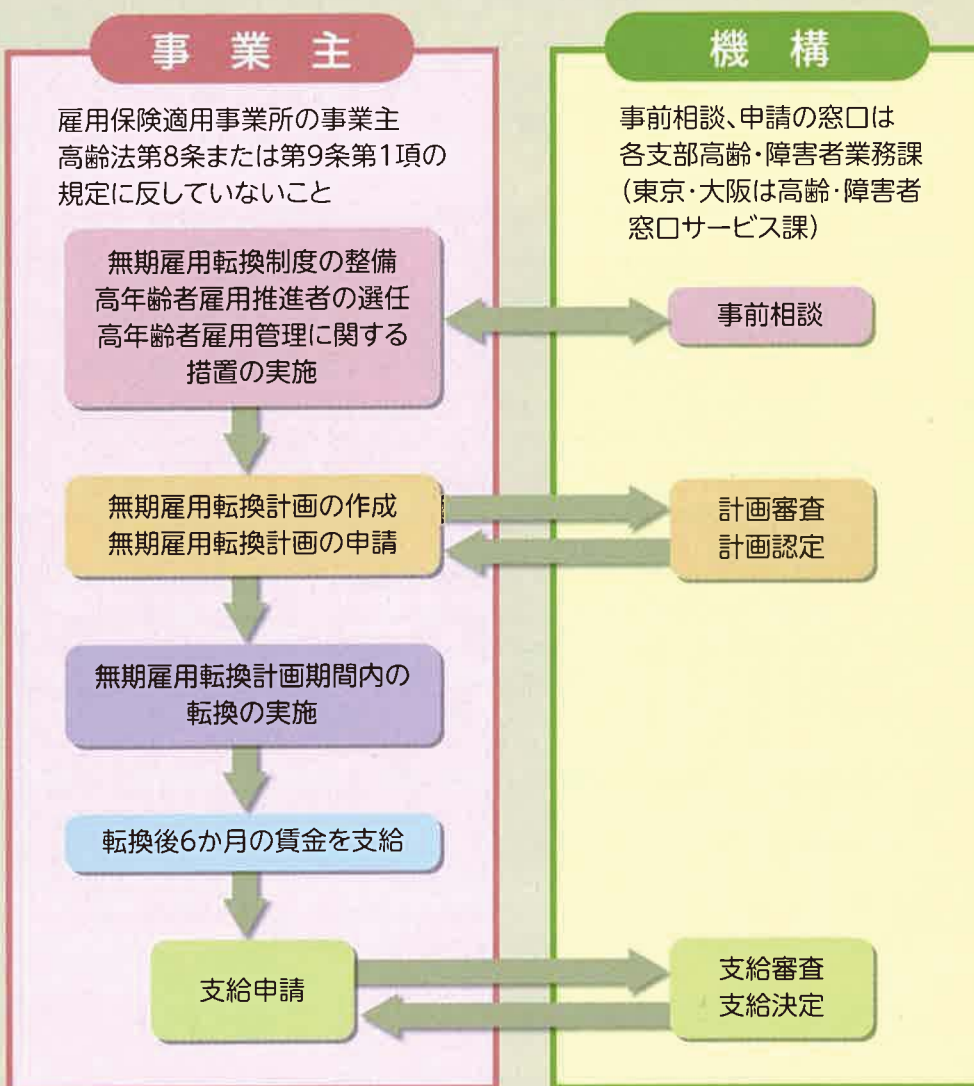
高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

また、生産性を向上させた事業主は助成金が割増されます。

制度ご案内 平成29年4月

【申請の流れ】



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 対象となる事業主

次の①から②までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

手続き全般にわたって

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ② 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項(注1)の規定に違反していないこと

(注1)「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、定年の定め廃止、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めていることをいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

無期雇用転換計画書の提出までに確認する事項 (計画実施期間:3年から5年までのものに限る)

- ③ 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度(実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するもの)を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること
- ④ 高齢者雇用推進者の選任および次の(a)から(g)までの高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること

高齢者雇用管理に関する措置	(a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等	(d) 職域の拡大
	(b) 作業施設・方法の改善	(e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
	(c) 健康管理、安全衛生の配慮	(f) 賃金体系の見直し
		(g) 勤務時間制度の弾力化

支給申請書提出までに確認する事項

- ⑤ 無期雇用転換計画認定通知書の交付を受けていること
- ⑥ 上記③の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢(65歳以上である場合は65歳。以下同じ)未満の有期契約労働者を無期雇用転換計画期間内に無期雇用労働者に転換した事業主であること
- ⑦ 上記⑥により転換した労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主であること
- ⑧ 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること
- ⑨ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った事業所において、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で離職させた事業主以外であること(雇用保険被保険者資格喪失原因が「3」である解雇者数が0人であること)
- ⑩ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者(注2)となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aに区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該転換を行った日における雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。)事業主以外の者であること
- ⑪ 無期雇用労働者に転換した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険被保険者として適用させている事業主であること
- ⑫ 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること

(注2)離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者をいいます(事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等を含む。)

2 対象となる労働者

- 支給対象事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であること
- 次のいずれにも該当する者であること
 - 労働契約法第18条に基づき、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でない
 - 無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でない
 - 当該転換日の前日から過去3年以内に、当該事業所の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがない
 - 支給申請日において離職(本人の都合による離職等を除く。)していない

3 支給額

対象労働者1人につき**48万円**(中小企業事業主以外は38万円)

生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき**60万円**(中小企業事業主以外は48万円)となります。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料、租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びていること**
(なお「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。)

Yes

生産性要件を
満たす

支給上限: 1支給年度1適用事業所あたり10人まで

中小企業事業主: 資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により判断

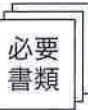
4 申請の手続き



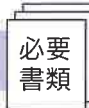
事業主

(無期雇用転換計画の開始日から起算して6か月前から2か月前の日まで)

(1) 無期雇用転換計画書の提出



(2) 支給申請書の提出



支部
高齢・障害者業務課
(東京・大阪は高齢・障害者
窓口サービス課)

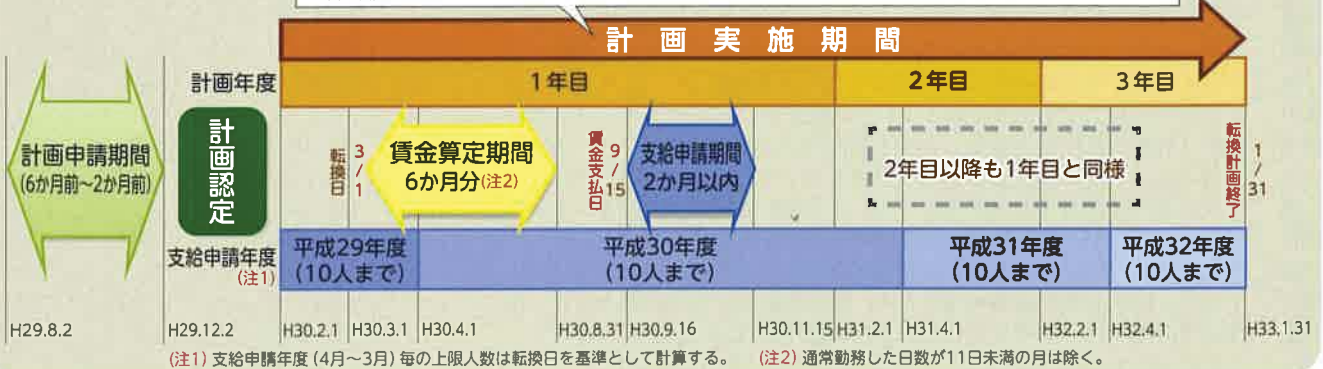
(転換後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内)

【申請期間の一例】

- ① 無期雇用転換計画期間が平成30年2月1日から平成33年1月31日(3年間)
- ② 転換実施時期が年1回で、1回の転換が10人まで
- ③ 賃金締切日が月末で翌月15日払い

の場合

計画実施期間中(無期雇用転換計画開始日を基準日とし、基準日から起算して1年を経過するまでの期間、2年目以降も同様)に一度も転換を実施しなかった場合、当該計画は失効となり、当該申請にかかる支給はできません。



(注1) 支給申請年度(4月~3月)毎の上限人数は転換日を基準として計算する。

(注2) 通常勤務した日数が11日未満の月は除く。

5 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主は、この助成金を受給できません。

- ① 助成金の支給に係る事業所において不正受給(※)をしてから3年以内に申請をした事業主
(または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主)
- (※)不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- ② 助成金の支給に係る事業所において支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納付していない事業主
- ③ 助成金の支給に係る事業所において支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 助成金の支給に係る事業所において性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- ⑧ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ⑨ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

6 支給申請の手引および申請様式について

申請方法を詳しく説明した支給申請の手引を都道府県支部に用意しております。

また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>